## 主要国・地域へ現在適用中の追加関税率一覧

## 原産国・地域

对家品目		•	*			(0)	* * *		の国・地域
							<del></del> ,		·
鉄鋼·		計70%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
アルミ	鉄鋼・ アルミ関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
製品(および派生品)	IEEPA関税 (特定国対象	7119/0					関税割当の 設定を検討	英国は2	5% '

4月3日以降に米国で組み立てられた自動車で希望小売価格の15%を占める部品に 追加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能								
計45%		計25%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
自動車・ 同部品関税	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
IEEPA関税 特定国対象)	20%	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は 非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除				英国は年間10万台まで10%、 日本・EUはMFN税率 を含めて15%		
	an関税が課され 自動車・ 同部品関税 IEEPA関税	<ul><li>計45%</li><li>自動車・</li><li>同部品関税</li><li>125%</li><li>1EEPA関税</li><li>20%</li></ul>	<ul> <li>計45% 計25%</li> <li>自動車・</li> <li>同部品関税</li> <li>(EEPA関税</li> <li>特定国対象)</li> </ul>	計45% 計25% 計25% 計25% 同部品関税 25% USMCAの自動車原産地規則を 非米国産部分のみ関称	計45% 計25% 計25% 計25% 計25% 計25% に相当する輸入調整相殺額を申請可	記加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能         計45%       計25%       計25%       計25%         自動車・同部品関税       25%       25%       25%         IEEPA関税 特定国対象)       USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用	計45% 計25% 計25% 計25% 計25% 計15% 計15% 計15% までは 25% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 数 25%	計45% 計25% 計25% 計25% 計25% 計15% 計15% 計15% 計15% 計15% 計15% 計15% 計1

銅 (派生品· 半製品)		計70%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
	銅関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	IEEPA関税 (特定国対象)	700/-	35%	25%					

左記以外

## 主要国・地域へ現在適用中の追加関税率一覧

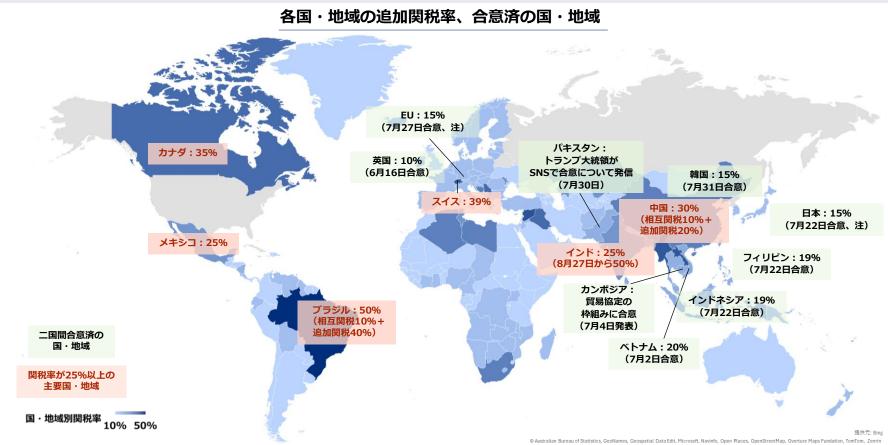
우나씨 의학교

					原産国・地	域			
対象品目		*:	*	<b>3</b>		<u></u>	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	-	左記以外 の国・地域
木材 製品 (木材・ 製材)		計30%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%
	木材製品 関税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	IEEPA関税 (特定国対象)	20%							
木材		計45%	計25%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
制 口 (ソファなど 布張りの木材製品、 キッチンキャビ	木材製品 関税	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
ネット、洗面化粧 台および同部品)	IEEPA関税 (特定国対象)	20%		2026年1月1日	に関税率を引き上	げ予定 日本	・EUはMFN税率を	を含め15%	英国は10%
		計30%	計35%	計25%	計50%	計50%	15% または MFN税率	15% または MFN税率	合計は国・ 地域に より異なる
上記以外 の品目	日日1六	34% <u>うち10%ベース</u> イン関税のみ適用	12%	Aカナダ・メキシコ 	10%	25%	15%~	15%~ 15%→15%	<u>7/31付</u> <u>大統領令</u> に 基づく税率
	IEEPA関税 (特定国対象)	2N0/2	35%	25%	40% 対象外品目あり、 30付大統領令 Annex	<b>25%</b> ɪ 參照	MFN税率> ※EUの一部	<b>15%→15%</b> <b>15%→MFN税率</b> 品目については みが適用される	

<sup>(</sup>注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される

## 各国・地域の追加関税率と合意内容

- ▼ 7月31日発表の相互関税に関する大統領令により69カ国・地域に対し10~41%の関税を賦課。
- 中国、インド、ブラジルについては、相互関税に加えて別の大統領令を通じて追加関税を賦課。
- カナダ、メキシコについては、別の大統領令を通じて追加関税が賦課。
- 一部国・地域は大統領令発表前に関税措置の内容について二国・地域間合意。一方、詳細については二国・地域間で 齟齬も。



(注) EUおよび日本からの輸入品に対する追加関税率は、米国調和関税表(HTSUS)の一般税率(MFN税率)が15%未満であれば 合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。 (出所) 米国政府発表資料、トランプ大統領SNS、各国政府発表資料などから作成(2025年10月14日時点)